

# ■ 算定シート④(売上高減少額方式) 新規開店特例

【大企業・中小企業等】

— 令和2年10月1日から令和3年9月30日の間に開店した店舗用 —

申請店舗名称(店舗名又は屋号) :

○ 売上高減少額方式(1日当たりの支給額 最大20万円)

参照月: 令和2年10月～令和3年9月の単月

以下を記入して支給単価を計算してください。支給額は支給単価×対象期間(日数)となります。

※②・⑤は消費税及び地方消費税を除いた、申請店舗の飲食部門の売上高を入力してください。

算定参照月  
令和 年 月

令和2年10月～令和3年9月の間のうち、ひと月を記載してください。

算定参照月の売上高 円 ÷ 参照月の日数 日 = 算定参照月の1日当たりの売上高 円

※一円未満切り上げ

令和3年10月の売上高 円 ÷ 令和3年10月の日数 日 = 令和3年10月の1日当たりの売上高 円

※原則31日 ※一円未満切り上げ

(算定参照月の1日当たりの売上高 円 - 令和3年10月の1日当たりの売上高 円) × 0.4 = 1日当たりの売上高減少額(切り上げ前) 円

千円未満を切り上げ 上限20万円

A 円

算定参照月の1日当たりの売上高 円 × 0.3 = 円

B 円

千円未満を切り上げ 上限20万円

AとBで額の低い方が1日当たり支給単価となります。(最大20万円)

1日当たりの支給単価: 円

<必要書類>

- 算定参照月の帳簿(対象店舗の飲食部門(テイクアウトの売上高除く)のみ) ※税抜き金額であることが分かるもの
- 令和3年10月の帳簿(対象店舗の飲食部門(テイクアウトの売上高除く)のみ) ※税抜き金額であることが分かるもの
- 算定参照月を含む確定申告書類 ※第4～8期で提出済であれば省略可能です

記載の上、必ずご提出ください

※上記計算式で支給単価を算出できた場合、以下の記入は不要です。

但し、月単位の売上高を把握することが困難な場合においては、以下の方法で支給単価を算出します  
なお、過去の期に平均方式を選択された方は、同年度内は原則として平均方式で申請いただくこととなります。  
(申請ごとに方式を変更することはできません)

<参照月の特例(平均方式)>

申請店舗の開店日  
令和 年 月 日

算定参照期間: 開店日～令和3年9月30日

算定参照期間の1日当たりの売上高 ⇒ (算定参照期間の売上高) ÷ (算定参照期間の日数)

円 ÷ 日 = 円

(消費税及び地方消費税を除く) ※一円未満切り上げ

令和3年10月の1日当たりの売上高 ⇒ 令和3年10月の売上高 ÷ 令和3年10月の日数

円 ÷ 日 = 円

(消費税及び地方消費税を除く) ※原則31日 ※一円未満切り上げ

(算定参照期間の1日当たりの売上高 - 令和3年10月の1日当たりの売上高) × 0.4 = 円 → A: 円

千円未満を切り上げ 上限20万円

事業年度の1日当たりの売上高 × 0.3 = 円 → B: 円

千円未満を切り上げ 上限20万円

AとBで額の低い方が1日当たり支給単価となります。(最大20万円)

1日当たりの支給単価: 円